

登 載 依 頼

熊本県木材流通対策協議会公告第1号

平成16年度熊本県木材流通対策協議会（第1回）を次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年1月26日

熊本県木材流通対策協議会

- 1 開催日時
平成17年1月28日（金）
午前10時から12時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館10階林務水産部会議室
- 3 議題
(1) 県産材の需要拡大に向けた取組みについて
(木材の産地認証について)
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、住所、氏名を記入したうえで、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県木材流通対策協議会事務局（熊本県林務水産部林業振興課木材流通対策室）
（電話 096-383-1111 内線 5636）

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年1月26日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第1号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表一部事務組合の表中菊池台地総合土地改良事業組合及び芦北海岸国民休養地組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会訓令第1号

事務局

熊本県人事委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を次のように定める。

平成17年1月26日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程

熊本県人事委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等の利用に関しては、別段の定のあるものを除くほか、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成16年熊本県訓令第36号）の例による。

附 則

この訓令は、平成17年1月26日から施行し、平成16年12月22日から適用する。

熊本県人事委員会訓令第2号

事務局

熊本県人事委員会電子署名規程を次のように定める。

平成17年1月26日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会電子署名規程

熊本県人事委員会における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名

等に関しては、別段の定のあるものを除くほか、熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の例による。

附 則

この訓令は、平成17年1月26日から施行し、平成16年12月22日から適用する。

熊本県人事委員会訓令第3号

事 務 局

熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年1月26日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局文書規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(8) 電子署名 電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(9) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワーク文書の電子文書交換システムにより交換される文書をいう。

第6条の3の次に次の1条を加える。

第6条の4 事務局に文書取扱主任を置く。

2 文書取扱主任は総務係長の職にある者をもって充てる。

3 文書取扱主任は、上司の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

(1) 文書の收受及び配布に関すること。

(2) 文書の審査に関すること。

(3) 文書事務の改善及び指導に関すること。

(4) 文書の整理、保管等に関すること。

(5) 保存文書の引継に関すること。

(6) 総合行政ネットワーク文書の受信及び送信並びに電子署名に関すること。

(7) その他文書の取扱いに関すること。

第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 前条の規定にかかわらず、文書取扱主任は、総合行政ネットワーク文書を受信したときは、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 受信した総合行政ネットワーク文書に電子署名が付与されている場合には、当該電子署名を検証すること。

(2) 受信した総合行政ネットワーク文書の形式を確認し、当該文書の発信者に対して形式上の誤りがない場合は受領通知を、形式上の誤りがある場合は否認通知をそれぞれ送信すること。

2 文書取扱主任は、前項第2号の規定により受領通知を行った文書については、文書管理システムに転送するものとする。

3 主務者は、前項の規定により文書管理システムに転送された文書を文書管理システムに登録するものとする。

第15条の次に次の2条を加える。

第15条の2 公印の使用に当たっては、公印の看守者の承認を受けなければならない。この場合において、公印の看守者は、浄書した文書と決裁文書とを対照して審査しなければならない。

第15条の3 前条の規定にかかわらず、総合行政ネットワークシステムの電子文書交換システムにより発信する文書については、電子署名を付与しなければならない。ただし、第15条第1項ただし書に該当する文書については、この限りでない。

2 施行する文書に電子署名の付与を受けようとする者は、当該文書に係る決裁文書を添えて文書取扱主任に回付し、電子署名を付与することを請求するものとする。

3 文書取扱主任は、前項の規定による請求を受けたときは、電子署名を付与すべき文書と当該文書に係る決裁文書とを対照して審査し、相違がないことを確認して電子署名を付与するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年1月26日から施行し、平成16年12月22日から適用する。

熊本県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を解除する旨の報告があった。

平成17年1月26日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
七城町	双羽幼稚園	七城町大字甲佐町 443-2

熊本県警察本部告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成17年1月26日

熊本県警察本部長 大山 憲 司

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
 運転免許センター庁舎清掃業務委託 一式
- 2 入札参加資格
 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成17年1月26日(水)から平成17年3月1日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成18年9月30日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成18年7月1日から平成18年7月31日まで行う。

熊運免公告第27号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年1月26日

熊本県警察本部長 大山 憲 司

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
 運転免許センター庁舎清掃業務委託 一式
 - (2) 委託業務の内容
 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、運転免許センター庁舎清掃業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関